

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

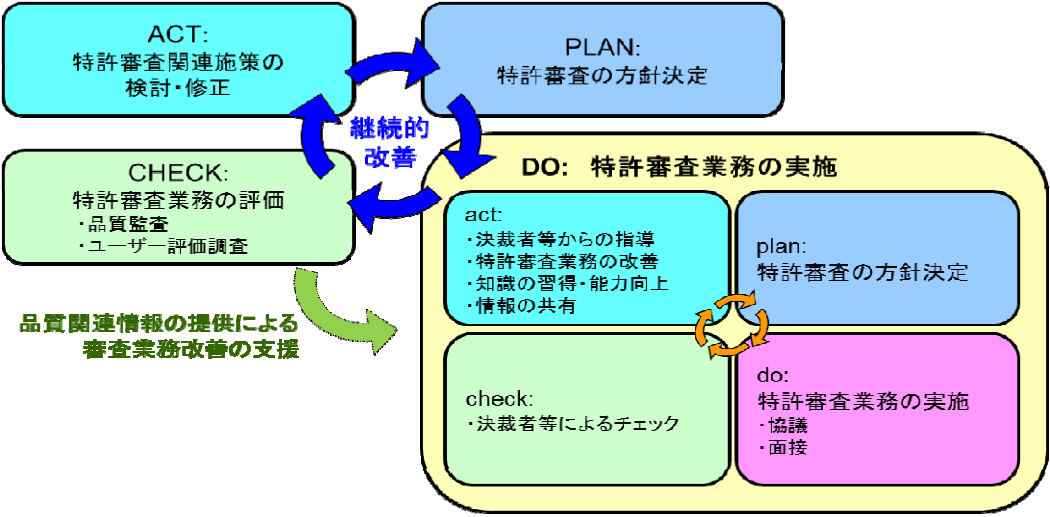
（評価項目Ⅰ.（1）①）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	A) 品質ポリシー及び品質マニュアル ・品質ポリシーの策定(2014年3月) ・品質マニュアルの策定(2014年7月)、改訂(2016年7月) B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書 品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。 ・「特許・実用新案審査基準」(審査の基本的な考え方を示した文書) ・「特許・実用新案 審査ハンドブック」(審査業務に当たり必要となる事項等を示した文書) ・「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」(質の高い国際調査及び国際予備審査を実現するための文書) ・「面接ガイドライン」(面接・電話対応の具体的手順を示す文書) 2018年は、「特許・実用新案審査基準」等において、下記の点につき、改訂等を行った。 ・IoT関連技術やAI等の新たな技術の台頭に伴い、ソフトウェア関連発明が多く技術分野で創出されるようになり、様々な技術分野の審査官やユーザーがソフトウェア関連発明に係る審査基準等について十分理解する必要性が高まってきた。このような状況を踏まえ、ソフトウェア関連発明に係る特許・実用新案審査基準等について、基本的な考え方を変更せずに発明該当性や進歩性に関する明確化を図った(2018年3月)。 ・「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」の改訂に伴い、「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」の形式的な改訂を行った(2018年10月)。 C) 受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与するため、FI分類及びFタームについては、「FI分類表」、「FIハンドブック」、「Fタームリスト」、「Fターム解説」が作成されている。 D) 文書の管理 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、適切に管理している。 E) 文書の一覧表 ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる形で作成した。今後、ホームページで公表する予定。

資料の 所在	○品質ポリシー(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm
	○品質マニュアル(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
	○特許・実用新案審査基準(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukuiitu_kijun.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ガイドライン(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/guideline_pct.htm
	○特許・実用新案 審査ハンドブック(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm
	○面接ガイドライン【特許審査編】(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック(上記B関連) https://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pct_handbook.htm
	○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説(上記C関連) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage トップページ>特許・実用新案>パテントマップガイダンス(PMGS)

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）②）

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。
実績又は現況	A) 審査の進め方 特許審査官が特許審査を行う具体的な手続を「特許・実用新案審査基準」において定めている（「第Ⅰ部 審査総論」等）。 B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCAサイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。  特許審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図
資料の所在	○特許・実用新案審査基準 第Ⅰ部 審査総論(上記A関連) https://www.ipo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukuiitu_kijun.htm ○品質マニュアル(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）③）

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。
実績 又は 現況	(制度ユーザーへの公表状況) A) 品質ポリシー ・「品質ポリシー」の公表及び配布(2014年4月以降) ・「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布(2014年4月以降)
	B) 品質マニュアル ・「品質マニュアル」の公表(2014年8月)及び改訂(2016年7月) ・「品質マニュアル」英語版の公開(2014年8月)
	C) 企業コンタクトにおける「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介 (企業コンタクトの2018年度4月-1月実績:315件)。
	(職員に対する周知状況) D) 庁内イントラネットにおいて「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書を審査部全体に周知している。 さらに、2018年10月には、改訂された「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を、全ての特許審査官に周知した。
	E) 職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。また、品質管理に関する研修内容を検討し、充実化・改善を図った。 ・審査官補コース研修、(2018年5月11日 69名受講) 任期付職員(特許審査官補)初任研修 (対象となる新人全員受講) ・審査官コース前期研修(対象となる審査官補全員受講)(2018年10月17日 79名受講) ・審査官コース後期研修(2019年1月25日 78名受講) (対象となる審査官補全員受講) *討論形式で実施 ・マネジメント能力研修(上席審査官対象)(2018年6月8日 24名受講) (2018年11月12日 12名受講) ・応用能力研修2(審査官3年以上対象)(2018年12月 18日 34名受講) ・特許審査実務研究(2018年10月 23日 39名受講) (入庁11年目以降の任期付審査官対象)

実績 又は 現況	・新任管理職(決裁を行う者)向け説明会 (2018年4月16日 8名受講) (対象となる新任管理職全員受講) (2018年5月11日 2名受講) (年度の途中は管理職の人事異動に合わせて随時開催) (2018年7月3日 12名受講) (2018年8月2日 2名受講) (2018年10月5日 2名受講) (2019年1月15日 3名受講) ・品質管理官向け説明会 (2018年 4月 4日 98名受講) (対象となる品質管理官全員受講) (2018年10月 3日 3名受講) (年度の途中は品質管理官の人事異動に合わせて (2019年 1月 8日 1名受講) 随時開催) F)講義の内容を理解したかを確認し、研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施した。当該アンケートにおける4段階評価と自由記載を通じて研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。
資料の 所在	○品質ポリシー(上記A, C, D, E関連) http://www.ipa.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm ○品質ポリシーパンフレット(上記A, E関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm ○品質ポリシー(英語版)(上記A関連) http://www.ipa.go.jp/seido_e/s_gaiyou_e/patent_policy.htm ○品質ポリシーパンフレット(英語版)(上記A関連) http://www.ipa.go.jp/seido_e/quality_mgt/policies.htm ○品質マニュアル(上記B, D, E関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm ○品質マニュアル(英語版)(上記B関連) http://www.ipa.go.jp/seido_e/quality_mgt/patent_manual.htm

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（2）④）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況	（特許庁の組織体制、人員配置） A) 合計約1,700名の審査官により審査が行われている。4つの部・38の審査室には、管理職が約130名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。 B) 審査体制の整備・強化を図るために以下の取組を実施。 ・必要な審査官数の確保(図1参照) 審査体制の整備・強化を図るために、2018年度は、37名の恒常審査官と96名の任期付審査官を採用。
	【図1】審査官数の推移 （備考）JPOのグラフにおいて、上側は審査官数総数、下側括弧内はうち任期付審査官の数。 ・審査官の育成 審査官になるためには、研修を受け、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等の試験に合格する必要がある。 審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、審査実務に関する事例研究を行う研修も用意されている。 国家公務員の人事評価制度に従い、特許審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われている。その結果は必要に応じて審査官にフィードバックされる。 ・先端技術への対応 IoT関連発明に精通した担当官との協議を継続した(IoT協議の件数636件(2018年度4月-1月))。 また、AI・IoT関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成するために、「AI・IoT講座」として、当該技術に関する複数の技術研修からなる庁内講座を設置し、実施した。また、当該技術に関する、外部で開催される様々なセミナーや学会等への審査官の派遣も行った。

実績 又は 現況	・先行技術調査事業の拡充 2017年度には、対話型²での納品を基本とし、15.31万件が納品された。また、近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性の高まりに対応するため、外国特許文献検索事業を11.38万件(全納品件数の74.3%)実施した。 ² 対話型とは、登録調査機関の調査業務実施者が審査官と直接面談して先行技術文献調査結果の報告を行うことにより、審査官による本願発明や先行技術文献の内容理解の効率化を図る納品方法のこと。												
実績 又は 現況	C)2013年度末に一次審査通知までの期間(FA期間)は10.4ヶ月となり、2004年に掲げた長期目標である11ヶ月を達成した。また、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まってきたことから、2014年3月に、新たな10年目標を設定した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国(地域)</th> <th>平均期間(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本(JPO)</td> <td>平均14か月以内(2023年度目標)</td> </tr> <tr> <td>米国(USPTO)</td> <td>27.0か月</td> </tr> <tr> <td>欧州(EPO)</td> <td>22.8か月</td> </tr> <tr> <td>中国(SIPO)</td> <td>21.8か月</td> </tr> <tr> <td>韓国(KIPO)</td> <td>16.7か月</td> </tr> </tbody> </table> ※2014年の平均。 ※各行の「権利化までの期間」は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なる。 (出典)特許庁調べ 【図2】我が国における一次審査期間と権利化までの期間 ＜新たな10年目標＞ ① 2023年度までに特許の「権利化までの期間※」(標準審査期間)を「平均14か月以内」 ② 一次審査通知(FA)までの期間を「平均10か月以内」 ※出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。 2017年度には、年度内に審査が終了する案件の権利化までの平均期間について平均14～16ヶ月とするとともに、年度内に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について平均9～11ヶ月とするという同年度の目標を達成した。PCT国際出願の出願件数増加や調査すべき外国文献の増加など審査負担が増加する中、審査が遅延することがないように、2018年度もこのスピードを維持する予定。	国(地域)	平均期間(月)	日本(JPO)	平均14か月以内(2023年度目標)	米国(USPTO)	27.0か月	欧州(EPO)	22.8か月	中国(SIPO)	21.8か月	韓国(KIPO)	16.7か月
国(地域)	平均期間(月)												
日本(JPO)	平均14か月以内(2023年度目標)												
米国(USPTO)	27.0か月												
欧州(EPO)	22.8か月												
中国(SIPO)	21.8か月												
韓国(KIPO)	16.7か月												

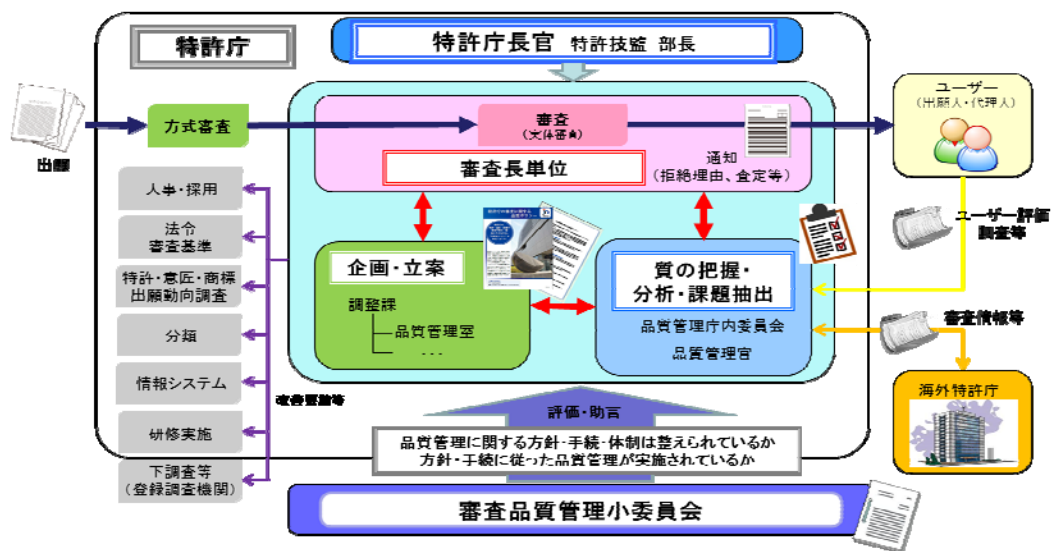
【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（2）⑤）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか ⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。
実績又は現況	(特許庁の品質管理体制) A) 責任者としての長官・特許技監 審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官と特許技監が責任者となっている。 B) 審査業務を実施する各審査部・各審査長単位 各審査部の部長及び各部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が特許審査を行っている。 C) 品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質管理室 品質管理室は、昨年度に続き品質管理室職員5名を維持し、調査員（品質管理補助）は24名を確保することで、特許審査の品質管理に関する以下のような業務を行っている。 ・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案 ・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック） D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会・品質管理官 品質管理庁内委員会は、審査長等の管理職から選ばれた委員長と各部3名の委員の合計13名から構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から以下のような業務を行っている。 ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析・評価 ・上記分析・評価により明確化された課題の報告 ・品質監査に関するデータや分析結果の各審査部・各審査長単位へのフィードバック ・調整課品質管理室が企画・立案する各種施策に対する助言 品質監査は、以下の体制で行っている。 ①品質管理官（総括担当*1）4名：担当技術分野における高度な知識や判断力を有する、管理職経験者から選任され、フルタイムで監査を行う。拒絶理由の論理構成及び起案の的確性を中心とした、サーチを実施しない品質監査を行う。 ②品質管理官（技術単位担当*2）99名：より専門的に技術分野を担当し、全業務のうち約30%を品質管理官としての業務に充て（フルタイム換算すると約27名）、サーチも含めた品質監査を行う。 ・監査のための下準備を行う調査員（品質監査補助）を配置して、効率的な監査を実施（上記①）。 ・品質監査の結果を各審査部・各審査長単位の管理職や審査官にフィードバック（上記①及び②）。 ・品質管理官が審査官にフィードバックを行う際には、監査時のサーチ履歴等を含んだ監査結果を伝えることとした。 *1：管理職経験を有し、各部内の案件を横断的に担当する品質管理官 *2：各技術単位の案件を担当する品質管理官

実績
又は
現況

E) 品質管理体制の概略図



【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）		（評価項目Ⅱ.（1）⑥）
評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか	
	(1) 品質管理が適切に実施されているか	
	⑥ 品質向上のための取組	
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	
実績 又は 現況	A) 決裁 決裁者は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っている。 ・決裁者は、決裁時において起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、再起案させると共に指導を行う。 ・品質管理室は、審査官へ差し戻しを行った案件について審査官への指摘事項に関する情報を蓄積し、管理職に当該情報を提供している。 ・品質管理室は、新たに決裁を行う新任管理職を対象として、決裁時に留意すべきポイントについての説明会を実施している。（評価項目③を参照）	
	B) 決裁前の起案チェック 上記A)の決裁に先立ち、技術情報管理官（担当技術分野の分類やPCT出願案件の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）が、①特許査定、②国際調査及び③国際予備審査における起案書の全件について、起案書に記載されたサーチ範囲、付与分類の妥当性及び形式的不備のチェックを行っている。 また、拒絶理由については、必要に応じてグループ長が起案書に記載されたサーチ範囲や判断の妥当性、起案の明確性のチェックを行っている。 さらに、決裁時において特にチェックが必要と管理職が判断した案件等については、決裁を完了する前に、品質管理官（技術単位担当）が起案書に記載されたサーチ範囲、判断の妥当性及び起案の明確性に関し、必要な範囲でチェックを行っている。当該決裁時のチェックにおいて、各審査部・審査室ごとの課題に基づき様々な案件がチェックされ、質の保証が図られた。さらに、チェック結果のフィードバックを通じて、サーチや判断を含む審査の質全般に関する情報提供が担当審査官に対してなされた。	
	C) 記載様式の統一 わかりやすく統一された記載様式に沿った拒絶理由通知書等を発送するために、拒絶理由通知書等の記載様式の要点を定め、公表している。起案書の形式的な瑕疵を減少させるため、この様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出する起案支援ツールを、審査官に提供している。審査官は、起案支援ツールを利用して、起案書提出前に起案に不備が無いかを自己チェックしている。	

実績 又は 現況	D) 審査官間の意見交換(協議)・知識共有 判断基準や検索範囲が適切か否かを確認し、審査官相互の知識を共有するとともに、判断の均質性※を高めることを目的に、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施している。協議には、①審査官が自発的に行うもの、②所定の条件を満たす案件について必ず行うこととしているもの(必須協議)、③各審査官が特にPCT出願案件について半年に3回以上行うもの(PCT協議)、④各審査部の実情に応じて定められた案件の協議がある。協議により共有されたサーチノウハウ等については、FIハンドブック等に反映することにより、組織的な情報の共有が図られている。 ※判断の均質性の問題の特定については、評価項目⑦D)を参照。 ②必須協議案件 2018年度は、以下の案件を必須協議案件としている。 ・PCT協働調査試行プログラムにおける審査案件 ・日米協働調査試行プログラムにおける審査案件 ・他庁を受理官庁とする英語PCT出願 ・異動者・審査官新規昇任者が審査する案件(異動等の発生後3か月以内に、上記対象者に係る新願処理目標件数を3か月分に換算した件数の2割程度の件数) ・JPOが作成したISRから、新規性・進歩性の結論の変化や引例の差し替えがあった案件(内々かい離案件) ・審査基準等の適用に特に注意を要する案件 ・3回目以降の拒絶理由を通知する案件(補正案等の合意が出願人と事前に得られている案件を除く) ・IoT関連出願(IoTアドホック委員会の指針に基づく)(IoT関連発明に精通した担当官とのIoT協議の件数実績636件(2018年度4月-1月))。 ③PCT協議 審査の信頼感を国際的に高める上での重要性を踏まえ、PCT協議を促進した結果、6,165件(2018年度4月-1月)の協議が実施された。当該協議において、担当審査官の検索範囲の妥当性等が協議官によりチェックされ、サーチ不足やサーチノウハウ等サーチ品質に関する情報提供が担当審査官に対してなされた。2018年度は、判断の均質性を高めるため、PCT出願を対象に、本願発明認定、サーチ、引用発明認定、対比・判断及び起案の各プロセスが適切かつ効率的か否かを確認するチェックシートを用いて協議を行った。また、2017年度のPCT出願を対象とした協議において、サーチに対する意見が多く出されたことを踏まえ、一部の案件については、一案件につき二回の協議を行うこととし、そのうち一回目は、遅くともサーチ終了前に行うことでサーチノウハウの共有を図った。 2018年度実績(2019年1月末時点) 全案件(拒絶理由通知、査定、前置審査及びPCT)に対する協議実施率(上記①+②+③/全案件) 9.4% E) 知識共有(サーチガイドライン及びポータルサイトの活用) ・新規分野担当者の早期立ち上げ等に技術分野別サーチガイドラインを活用し、同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有した。また、協議等で得られた共有すべきノウハウをポータルサイトに書き込むことで、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を図った。 ・登録調査機関によるサーチの質の向上のために、技術分野別サーチガイドラインを登録調査機関に提供した。 F) 業績目標と審査官の評価 各審査官は、所属する審査長単位(各審査室)の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成に向けた努力をしている。その達成状況は、半年に一度審査長により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。
-------------------------	--

実績 又は 現況	G)面接・電話対応 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。 2018年度実績(2019年1月末時点) <table border="0"> <tr> <td>①面接審査(②を除く)</td><td>2344件(2017年度合計実績:2866件)</td></tr> <tr> <td>②出張面接審査及びテレビ面接審査</td><td>978件(2017年度合計実績:1484件)</td></tr> <tr> <td>③電話等による対応(対応記録作成件数)</td><td>14659件(2017年度合計実績:16753件)</td></tr> </table> 2018年度「特許庁が達成すべき目標」 ・コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を60%以上」とする。(参照:2018年度ユーザー評価の結果は、61.5%) ・出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「1000件以上」とする。(現在、978件(上記②参照)) 2018年度出張面接審査 ・巡回特許庁 in 近畿:29社49件(7-8月) ・巡回特許庁 in 九州:2社4件(8-9月) ・巡回特許庁 in 東北:1社1件(9-10月) ・巡回特許庁 in 関東:2社6件(9-10月) ・巡回特許庁 in 中国:3社8件(9-10月) ・巡回特許庁 in 近畿:29社80件(10-11月) 2018年度はさらに中部、沖縄でも「巡回特許庁」を開催し、出張面接審査も行う予定。 ・巡回特許庁や各種セミナー、企業コンタクト等の機会などで、積極的に出張面接やテレビ面接の利用を促した。 ・面接審査の満足度の更なる向上のため、具体的なユーザーニーズを把握するためのアンケート票を各面接時に配布するアンケート調査を開始した(2018年10月)。 H)INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI) 2017年7月にINPIT-KANSAIを開設。INPIT-KANSAIでは、(1)知的財産に関する高度・専門的な支援、(2)高度検索用端末による産業財産権情報の提供、(3)出張面接審査・テレビ面接審査の場の提供といった多面的な支援を実施し、近畿地域の中堅・中小企業、ベンチャー企業の知的財産を活用した事業展開やビジネスの成長を地域の支援機関等とも連携をしながら後押ししている。2018年度にINPIT-KANSAIにおいて行った出張面接は、411件(2019年1月末時点)。 I)ベンチャー企業への支援 資金調達のサイクルなど、事業のスピードが早いベンチャー企業が戦略的に特許権を取得して活用できるようにするため、ベンチャー企業対応面接活用早期審査を創設した(2018年7月。2019年1月末時点で10件申請)。また、ベンチャー企業のスーパー早期審査の要件を緩和した(2018年7月。2019年1月末時点で76件申請)。	①面接審査(②を除く)	2344件(2017年度合計実績:2866件)	②出張面接審査及びテレビ面接審査	978件(2017年度合計実績:1484件)	③電話等による対応(対応記録作成件数)	14659件(2017年度合計実績:16753件)
①面接審査(②を除く)	2344件(2017年度合計実績:2866件)						
②出張面接審査及びテレビ面接審査	978件(2017年度合計実績:1484件)						
③電話等による対応(対応記録作成件数)	14659件(2017年度合計実績:16753件)						

実績 又は 現況	J) 技術動向・ビジネス動向の把握 ・審査官は学会や展示会等への参加や、企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。2018年度は、AI・IoT関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成するために、「AI・IoT講座」として、当該技術に関する複数の技術研修からなる庁内講座を設置し、実施した。 ・当該技術に関する、外部で開催される様々なセミナーや学会等にも派遣。 ・2018年度は、がん免疫療法を始めとする12のテーマで特許出願技術動向調査を実施。 ・企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、2018年度4月-1月に36事業の申請がなされ、357件の特許出願が当該施策の対象となった。
	K) 外国特許文献サーチ等の拡充 サーチの質の維持及び向上のため、外国特許文献調査を拡充した(平成26年度と比較した外国特許文献のサーチが実施された審査の割合: 約1.8倍(平成30年度4月-1月))。2018年度は以下の取組を行っている。 1. 米国、欧州及びWIPOの英語特許文献について、特実検索システムに検索用の全文日本語機械翻訳文が蓄積され、日本語での検索及びスクリーニングが可能となった。今年度中に、中韓文献翻訳・検索システムに蓄積されている特許文献を、特実検索システムにおいて検索及びスクリーニングできるようにする予定。 2. 非特許文献検索については、2つの庁内DBの他、10の検索系・30の文献取り寄せ系・3つの辞書系の商用DBを一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能としている。また、昨年度に引き続きISO等の標準関連文書の庁内DBへの蓄積を継続した。 3. 中・韓・独語特許文献の先行技術調査を含め、登録調査機関による外国特許文献の先行技術調査を拡充した。
	L) サーチの質・効率向上を図る取組の表彰 個別の審査室等が、人材育成を目的として行っている取組を取りまとめ、審査部全体で共有している。また、優れた取組に対して顕彰を行うことを目的とした「Best Examiner Team of the Year賞(BETY賞)」の選考を実施している。
	M) 日米協働調査試行プログラム 日米の特許審査官が協働して調査を実施する日米協働調査試行プログラムを2015年8月から行っている。2017年7月末に2年間の試行(実施件数: 67件)が終了し、同年11月より新しい運用で3年間の試行を再開した。本取組により審査の質の向上が期待される。本プログラムは、具体的には、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付するもの。今年度中に、第1期日米協働調査試行プログラムについて、プログラムのメリットを具体的に示した分析結果の公表等を通じて、そのメリットについてユーザーへの更なる周知を図るとともに、その結果を審査官にフィードバックし、審査の質の向上を図る予定。
	N) PCT協働調査試行プログラム PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告等を作成し、出願人に提供するもの。日本特許庁を含む五大特許庁は、平成30年7月1日から、PCT協働調査試行プログラムの運用を開始した。

実績 又は 現況	O) 品質関連情報の収集・提供 以下の品質関連情報を活用し、審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図った。 1. 審査に関する統計データ ①即特許(拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる)率、②拒絶理由(新規性、進歩性、記載不備等)ごとの拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを、2018年度も毎月1回、審査官に提供した。各審査官は、審査の判断の均質性を高める観点から、これを意識しつつ、必要に応じて協議に活用した。 2. 審判に関する統計データ ①審判請求情報や審決情報を含む審判関連データ、②無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集・分析し、審査長単位に提供した(2018年度も、①は毎月1回、②は半期に1回提供した)。さらに、特許異議申立制度に関する情報も毎月1回提供している。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供するとともに指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握に利用した。
	P) 審査関連文書の整備・改訂 2018年は、「特許・実用新案審査基準」等において、下記の点につき、改訂等を行った。 ・IoT関連技術やAI等の新たな技術の台頭に伴い、ソフトウェア関連発明が多くの技術分野で創出されるようになり、様々な技術分野の審査官やユーザーがソフトウェア関連発明に係る審査基準等について十分理解する必要性が高まってきた。このような状況を踏まえ、ソフトウェア関連発明に係る特許・実用新案審査基準等について、基本的な考え方を変更せずに発明該当性や進歩性に関する明確化を図った(2018年3月)。 ・「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」の改訂に伴い、「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」の形式的な改訂を行った(2018年10月)。
	Q) 能力向上のための研修の実施 ①法律・審査基準に関する知識、②技術に関する知識(新規技術分野を担当する審査官の基礎知識や、審査官として求められる応用・先端技術)、③国際化に対応する語学能力、④先行技術文献調査の実務に関する知識、ノウハウ、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、自己研鑽に資するよう、eラーニング教材も提供している。
	R) 登録調査機関が実施した先行技術調査(サーチ)に対する評価と指導 登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、以下の取組を行っている。 1. (納品された全件について)審査官によるサーチ結果の評価及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック 2. 上記1. の評価結果に基づく審査長等による当該機関との四半期毎の協議 3. 登録調査機関の選定における、上記1. の評価結果の考慮 4. 新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対する、OJTを利用した審査官による直接育成

実績 又は 現況	S)品質テスト 審査官が、法律・審査基準に関する知識、先行技術文献調査の実務に関する知識、面接審査に関連する知識等の審査実務に必要な基礎知識の向上を目的に、品質テストを実施し、各審査官に知識不足の箇所が見つかった場合には、補完するようにした。
	T)検索インデックスの付与及び整備 的確なサーチを行うことを目的として、検索インデックス(FI分類及びFターム)の付与・メンテナンスについて以下の取組を行っている。 1. 受理した出願全件に対し、FIハンドブックやFターム解説等に従い、登録調査機関を活用して検索インデックスを付与している(一元付与)。検索インデックスは、出願当初の明細書等に基づいて付与され、審査の過程を通じて修正する必要がある場合は審査官により修正されている。 2. FI分類表の改正・Fタームリストのメンテナンスを、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ実施している。また、FI分類表改正等に伴って必要になる検索インデックスの再付与は、民間事業者等を活用するなどして実施している(2018年度は、FI分類表改正を123メイングループ、Fタームメンテナンスを8テーマで行う見込み。)。さらに、2016年11月に新設したIoTに関する技術を扱う特許分類を、2017年4月に12の用途別に細分化した。 3. 審査官は、登録調査機関又は民間事業者により付与された検索インデックスをチェックし、必要に応じて連絡票を作成する等して改善すべき点をフィードバックしている。また、一元付与については、フィードバックの結果及び付与成績に基づいて、審査長等は登録調査機関の分類指導者と四半期毎に協議を行い、必要に応じて改善を促している。

資料の 所在	○特許・実用新案審査基準(上記P関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukuiitu_kijun.htm
	○特許・実用新案審査基準(英語版)(上記P関連) http://www.ipo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/1312-002_e.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック(上記P関連) https://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pct_handbook.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック(英語版)(上記P関連) https://www.ipo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/pct_handbook_e.htm
	○人事評価マニュアル(内閣人事局・人事院)(上記F関連) http://www.cas.go.jp/ip/gaiyou/iimu/iiniikyoku/files/000287212.pdf
	○日米協働調査試行プログラムについて(上記M関連) https://www.ipo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/nichibei.htm
	○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説(上記T関連) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage トップページ>特許・実用新案>パテントマップガイダンス(PMGS)

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑦）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	A) 特許審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証 ・2017年度の終わりに、年度内に実施をすべき特許審査の取組の計画を、①審査の処理、②検索等の審査周辺システムの整備、③法令の適用や審査基準の運用、④品質管理、⑤人材育成の各観点から策定した。 ・策定した取組の計画に対しては、2018年度上半期終了後に進捗状況を検証した。 B) 品質監査 法令・審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、品質監査のためのガイドラインに従って検証した。 ・品質監査を行う処分は、無作為抽出され、結果は、処分等を担当する審査官が所属する審査長単位（課相当）の審査長等にフィードバックされる。審査長等は、フィードバックに基づき、必要に応じて審査官に対して指導等を行う。 ・2018年度は、品質管理官がフィードバックを行う際には、監査時のサーチ履歴等を含んだ監査結果を伝えることとした。 ・また、登録調査機関の先行技術文献調査について、品質監査の結果によって各案件についての当該調査の評価が変わる場合に、その結果を評価に反映させることとした。 ・随時更新される監査結果情報を管理職へ提供することにより、所属の審査部・審査室における質に関する状況や課題を管理職が把握できるようにしている。 ①最初の拒絶理由通知、特許査定、PCT国際調査報告及び国際調査機関の見解書の品質監査 サーチを含む審査の質に関する課題を把握することを目的として、品質管理官（技術単位担当）によるサーチを含む監査を実施している。<u>2018年度4月-1月は、各技術単位から無作為に抽出した1,782件について品質監査を行った（年度計画の83.4%実施）。</u> ②最後の拒絶理由通知及び拒絶査定後の品質監査 拒絶理由の論理構成、起案の的確性など、サーチ以外の審査の質に関する課題を把握することを目的として、品質管理官（総括担当）による監査を実施している。<u>2018年度4月-1月は、各審査部単位から無作為に抽出した881件について品質監査を行った（年度計画の83.4%実施）。</u>

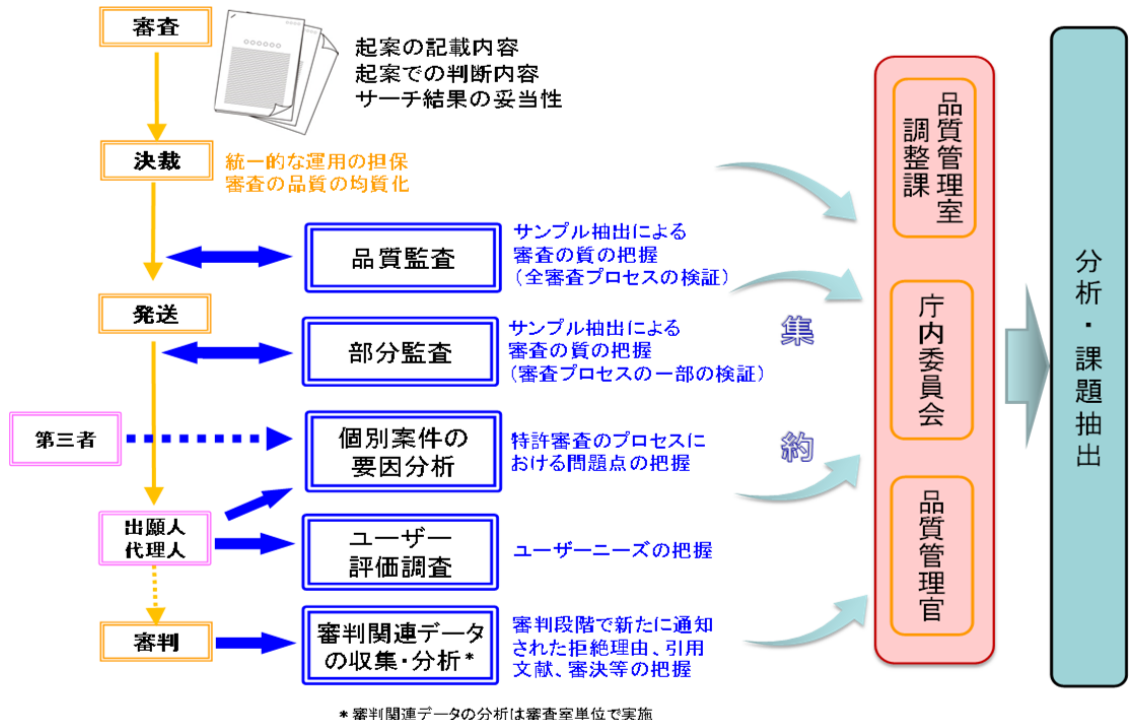
実績 又は 現況	C) 部分監査 出願人・代理人等と審査官との間の円滑な意思疎通を妨げる、形式的な不備の減少を目的として、調整課品質管理室の調査員(品質管理補助)による形式的瑕疵(誤記、拒絶理由を発見しない請求項を示す付記を適切にしていない等)に関するチェックを実施している。当該チェック結果は、決裁をした審査長等を通じて対象案件を担当した審査官にフィードバックされる。 2018年度には、①起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールにより、起案をした審査官による自己チェック可能となった項目、②昨年度までの監査結果及び③形式的瑕疵の存在によるユーザーへの影響を考慮して、監査項目を改定した。また、改定した監査項目に基づくチェックに先立ち、調整課品質管理室の調査員(品質管理補助)で試験的なチェック及びレビューを行い、チェックを行う調査員(品質管理補助)間でのチェック基準の統一を図った。改定された監査項目に基づき、2,400件の対象案件のチェックを11～1月に実施予定。 さらに、昨年度の形式的瑕疵の監査等の結果を踏まえ、留意点をまとめたチェックシート等を活用した決裁の実施、ツールチェック機能の改善等を行った。
	D) ユーザー評価調査 ・2018年度アンケート送付件数: 国内企業662社(うち小規模出願人101者)、外国企業141社、代理人69者 (2017年度: 国内企業600社(うち小規模出願人19者)、外国企業59社、代理人66者)。 ・海外ユーザーや小規模ユーザーの対象を増加し、様々なユーザーのニーズの把握に努めた。 ・2018年度アンケート回収率: A票(特許審査の質全般について)90.0%、 B票(特定の国内出願における特許審査の質について)87.3%、 C票(PCT出願における国際調査等の質全般について)93.5%、 D票(特定のPCT出願における国際調査等の質について)90.8% (2017年度実績: A票90.6%、B票89.6%、C票92.3%、D票91.0%)。 ・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。 ・2018年度は、均質性の問題を特定するため、条文ごとに均質性の不満の内容を尋ねる設問を追加し、調査を実施した。その結果、進歩性と記載要件の判断において課題が把握された。また、国内特許文献の調査及び外国特許文献の調査に関して、ユーザーがどのような点で不満を有しているかを明確に把握するため、先行技術文献の調査範囲及び調査結果に対する不満の具体的な理由を問う設問を追加した。 ・集計・分析作業終了後、その結果を審査部門内で共有するとともに、特許庁ホームページを通じて公表する。
	E) ユーザー等との意見交換 ユーザーニーズの把握を目的として、各企業や業界団体等の特許制度ユーザーと直接的に意見交換を行っている。 ・大企業のみならず中小・ベンチャー企業及び海外企業とも幅広く企業コンタクトを行った(2018年度4月～1月実績: 315件)。 ・調整課品質管理室と審査基準室とが連携して、知財関連団体及び代理人団体と意見交換会を開催している。当該意見交換会では、特許庁における品質管理関連施策がどのような効果をもたらしているか等についてヒアリングを行い、出願人、代理人等と問題意識を共有した。
	F) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付 電話、メール、ユーザー評価アンケート時の情報提供等での意見受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施(2014年11月～)。 ・2017年2月に、特許庁ホームページ上に英語版の御意見受付フォームを設け、英語での意見受付も実施している。

実績 又は 現況	E)ユーザーへの情報発信、協力関係 以下のセミナーや意見交換会等において海外の知財関係者向けに、審査の質向上に関する施策・取組等を紹介した。 ・JPO/US Barリエゾンカウンスル会合(ワシントンD.C.開催) ・IPWEEK(シンガポール開催+B+B15) H)事例の共有及び個別案件の要因分析 審査官等が行った処分等につき、意見受付等により何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた主たる原因等の事情について分析を行った。分析した事例をとりまとめ、その予防策を検討し、必要に応じて審査官に周知した。
資料の 所在	○審査の質の向上のための御意見受付(上記F関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑧）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	A) 分析方法 審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査（協議）→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題を抽出している。  品質管理室調整課 庁内委員会 品質管理官 分析・課題抽出 * 審判関連データの分析は審査室単位で実施
	(特許庁内部での評価に基づく分析) B) 品質管理及び審査体制についての内部レビューを通じた分析 ・毎年、半期ごとのレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会（特許）で取組等について内部レビューを実施し、関係部署及び部門に対して情報発信を行っている。 ・出願・審査請求動向などから、任期付審査官を含めた必要な人員について把握し、世界最速・最高品質の特許審査の実現のために必要な人的資源を分析している。 ・審査品質管理小委員会で審議された評価項目及び評価基準に従った評価項目ごとの実績・現況等の整理や、委員から受けた改善提言を通じて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行っている。
	C) 協議を通じた分析 審査官が協議時に使用したチェックシートの結果情報から、審査プロセスにおける課題の所在を分析し、また、当該分析に基づき、協議の仕方について課題を抽出している。
	D) 決裁を通じた分析 統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うために、ガイドラインを適時改訂するとともに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報を蓄積することで、典型的な誤りについての分析をしている。

実績 又は 現況	E)品質監査を通じた分析 審査の質を全体的に把握する観点から、主要な起案種別(最初・最後拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定及び国際調査報告)ごとに監査を行うことで、各種別ごとの課題を分析できるようにしている。また、分析結果が登録調査機関においても活用されるように、登録調査機関の先行技術文献調査について、品質監査の結果によって各案件についての当該調査の評価が変わる場合に、その結果を評価に反映させている。 品質管理官(総括担当)及び品質管理官(技術単位担当)が作成した品質監査に関するレポートにより、各審査部及び各技術単位における質に関する課題を抽出できるようにして
	F)部分監査を通じた分析 起案書における形式的瑕疵について、典型的な誤りを類型化し、それをもとにチェックを実施している。 2018年下半年には、監査の効率向上のために、①起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールにより起案をした審査官による自己チェック可能となった項目、②昨年度までの監査結果及び③形式的瑕疵の存在によるユーザーへの影響を考慮して、監査項目を改定した。また、改定した監査項目に基づくチェックに先立ち、調整課品質管理室の調査員(品質管理補助)で試験的なチェック及びレビューを行い、調査員(品質管理補助)間でのチェック基準の統一を図った。
	G)審判関連データの収集・分析 審判請求や特許異議の申立てに関する情報や審決情報を含む審判関連データ及び拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、審査長単位に提供している。審査長単位では、対応部門との意見交換会も活用しつつ審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、特許審査の現状・改善すべき点を把握している。
	(特許庁外部での評価に基づく分析) H)ユーザー評価調査を通じた分析 ・回答された調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーが特許審査をどう評価しているのか分析した。 ・改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求めた。 ・2018年度も、引き続き特許庁独自で意匠課・商標課とも連携して調査を実施したところ、結果的に約9割程度の回答があり、高い回収率を維持することができた。 ・2018年度は、均質性に関する設問について、均質性の問題を特定するため、均質性の不満の内容を尋ねる設問を追加した。また、国内特許文献の調査及び外国特許文献の調査に関して、ユーザーがどのような点で不満を有しているかを明確に把握するため、先行技術文献の調査範囲及び調査結果に対する不満の具体的な理由を問う設問を追加した。
	(課題抽出) I)品質管理体制及び審査体制についての課題 [B)での分析結果] ・我が国特許庁の品質管理の取組・体制に関する情報発信をより積極的に行う必要がある。

J)協議の記録から把握される課題[C)での分析結果]
・サーチに利用するインデックス・検索キーワードの選択に関し、協議者・被協議者間での意見の相違が多いことが把握されたことから、サーチノウハウの共有等の対策をとることにより、サーチ能力・品質を向上させる必要がある。
・2017年度のPCT出願を対象とした協議において、審査プロセスのうちサーチに関するプロセスに課題があることが分かった(このことを踏まえ、PCT出願の一部の案件については、サーチ終了前の協議を必須とする複数回協議を行うことでサーチノウハウの共有を図っているところ。)

実績 又は 現況	K) 決裁についての課題 [D)での分析結果] 決裁前におけるグループ長によるチェックや品質管理官(技術単位担当)によるチェック等、決裁を補完する仕組みをより活用する等して、決裁をより効率的かつ効果的に行う必要がある。
	L) 品質監査についての課題 [E)での分析結果] 品質監査結果の分析の結果明らかとなった、サーチ不足の要因に対して、サーチノウハウの共有等の対策をとることにより、サーチ能力・品質を向上させる必要がある。
	M) 部分監査についての課題 [F)での分析結果] 形式的瑕疵を効率的に抑制するため、起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールの機能を継続的に改善し、審査官に提供することが必要である。
	N) 審判関連データの収集・分析についての課題 [G)での分析結果] 異議申立て等の際に引用された文献データ等の分析により明らかとされた、サーチの不足箇所やサーチ不足の要因に対して、サーチノウハウの共有等の対策をとることにより、サーチ能力・品質を向上させる必要がある。
	(特許庁外部での評価に基づく分析により抽出された課題) O) ユーザー評価調査を通じて把握される課題 [H)での分析結果] 判断の均質性について、評価の平均がその他の項目の評価に比べ相対的に低く、かつ、判断の均質性の評価と全体評価とは相関性が高いため、優先的に改善に取り組む必要がある。

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑨）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績 又は 現況	(①～③の改善状況) <特許・実用新案審査基準、PCTハンドブック等の改訂> 2018年は、「特許・実用新案審査基準」等において、下記の点につき、改訂等を行った。 ・IoT関連技術やAI等の新たな技術の台頭に伴い、ソフトウェア関連発明が多くの技術分野で創出されるようになり、様々な技術分野の審査官やユーザーがソフトウェア関連発明に係る審査基準等について十分理解する必要性が高まってきた。このような状況を踏まえ、ソフトウェア関連発明に係る特許・実用新案審査基準等について、基本的な考え方を変更せずに発明該当性や進歩性に関する明確化を図った(2018年3月)。 ・「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」の改訂に伴い、「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」の形式的な改訂を行った(2018年10月)。
	<文書の一覧表の作成> ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成した。
	<品質管理に関する方針・手続きの制度ユーザーへの公表状況> 企業等コンタクトの場で、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」等を制度ユーザーに説明している(企業コンタクトの2018年度4月-1月実績:315件)。 <職員に対する周知状況> 2018年10月には、改訂された「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を、全ての特許審査官に周知した。

実績 又は 現況	職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。また、品質管理に関する研修内容を検討し、充実化・改善を図った。 ・審査官補コース研修 (2018年 5月11日 69名受講) 任期付職員(特許審査官補)初任研修 (対象となる新人全員受講) ・審査官コース前期研修(対象となる審査官補全員受講) (2018年10月17日 79名受講) ・審査官コース後期研修 (2019年1月25日 78名受講) (対象となる審査官補全員受講) *討論形式で実施 ・マネジメント能力研修(上席審査官対象) (2018年6月8日 24名受講) (2018年11月12日 12名受講) ・応用能力研修2(審査官3年以上対象) (2018年12月 18日 34名受講) ・特許審査実務研究 (2018年10月 23日 39名受講) (入庁11年目以降の任期付審査官対象) ・新任管理職(決裁を行う者)向け説明会 (2018年4月16日 8名受講) (対象となる新任管理職全員受講) (2018年5月11日 2名受講) (年度の途中は管理職の人事異動に合わせて随時開催) (2018年7月3日 12名受講) (2018年8月2日 2名受講) (2018年10月5日 2名受講) (2019年1月15日 3名受講) ・品質管理官向け説明会 (2018年 4月4日 98名受講) (対象となる品質管理官全員受講) (2018年10月3日 3名受講) (年度の途中は品質管理官の人事異動に合わせて (2019年1月8日 1名受講) 随時開催)
	(④の改善状況) <審査実施体制> 審査体制の整備・強化を図るために、2018年度は、37名の恒常審査官と96名の任期付審査官を採用した。 <先行技術調査事業の拡充> ・対話型での納品を基本とし、2017年度には、15.31万件が納品された。また、近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性の高まりに対応するため、外国特許文献検索事業を11.38万(全納品件数の74.3%)実施した。
	(⑤の改善状況) <品質管理体制> ・調査員(品質管理補助)は24名を確保して、品質管理のために必要な体制を整備した。 ・品質管理官(技術単位担当*1)は99名確保した。 *1:各技術単位の案件を担当する品質管理官

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑩）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況						
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。						
実績又は現況	（⑥の改善状況） ＜意見交換（協議）・知識共有＞ ・2018年度は、判断の均質性を高めるため、PCT出願を対象に、本願発明認定、サーチ、引用発明認定、対比・判断及び起案の各プロセスが適切かつ効率的か否かを確認するチェックシートを用いて協議を行った。また、2017年度のPCT出願を対象とした協議において、サーチに対する意見が多く出されたことを踏まえ、一部の案件については、一案件につき二回の協議を行うこととし、そのうち一回目は、遅くともサーチ終了前に行うことでサーチノウハウの共有を図った。 ・登録調査機関によるサーチの質の向上のために、技術分野別サーチガイドラインを登録調査機関に提供した。 ＜面接・電話対応＞ 2018年度実績(2019年1月末時点) <table border="0"> <tr> <td>①面接審査(②を除く)</td><td>2344件(2017年度合計実績:2866件)</td></tr> <tr> <td>②出張面接審査及びテレビ面接審査</td><td>978件(2017年度合計実績:1484件)</td></tr> <tr> <td>③電話等による対応(対応記録作成件数)</td><td>14659件(2017年度合計実績:16753件)</td></tr> </table> 2018年度「特許庁が達成すべき目標」 ・コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を60%以上」とする。(参照:2018年度ユーザー評価の結果は、61.5%) ・出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「1000件以上」とする。(現在、978件(上記②参照)) 2018年度出張面接審査 ・巡回特許庁 in 近畿:29社49件(7-8月) ・巡回特許庁 in 九州:2社4件(8-9月) ・巡回特許庁 in 東北:1社1件(9-10月) ・巡回特許庁 in 関東:2社6件(9-10月) ・巡回特許庁 in 中国:3社8件(9-10月) ・巡回特許庁 in 近畿:29社80件(10-11月) 2018年度はさらに中部、沖縄でも「巡回特許庁」を開催し、出張面接審査も行う予定。 ・面接審査の満足度の更なる向上のため、具体的なユーザーニーズを把握するためのアンケート票を各面接時に配布するアンケート調査を開始した(2018年10月)。 ＜ベンチャー企業への支援＞ 資金調達のサイクルなど、事業のスピードが早いベンチャー企業が戦略的に特許権を取得して活用できるようにするため、ベンチャー企業対応面接活用早期審査を創設した(2018年7月。2019年1月末時点で10件申請)。また、ベンチャー企業のスーパー早期審査の要件を緩和した(2018年7月。2019年1月末時点で76件申請)。 ＜技術動向・ビジネス動向の把握＞ ・2018年度は、AI・IoT関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成するために、「AI・IoT講座」として、当該技術に関する複数の技術研修からなる庁内講座を設置し、実施した。また、当該技術に関する、外部で開催される様々なセミナーや学会等にも派遣。 ・2018年度は、がん免疫療法を始めとする12のテーマで特許出願技術動向調査を実施。	①面接審査(②を除く)	2344件(2017年度合計実績:2866件)	②出張面接審査及びテレビ面接審査	978件(2017年度合計実績:1484件)	③電話等による対応(対応記録作成件数)	14659件(2017年度合計実績:16753件)
①面接審査(②を除く)	2344件(2017年度合計実績:2866件)						
②出張面接審査及びテレビ面接審査	978件(2017年度合計実績:1484件)						
③電話等による対応(対応記録作成件数)	14659件(2017年度合計実績:16753件)						

実績 又は 現況	<外国特許文献サーチ等の拡充> 1. 米国、欧州及びWIPOの英語特許文献について、特実検索システムに検索用の全文日本語機械翻訳文が蓄積され、日本語での検索及びスクリーニングが可能となった。また、今年度中に、中韓文献翻訳・検索システムに蓄積されている特許文献を、特実検索システムにおいて検索及びスクリーニングできるようにする予定。 2. 非特許文献検索については、2つの庁内DBの他、10の検索系・30の文献取り寄せ系・3つの辞書系の商用DBを一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能としている。また、昨年度に引き続きISO等の標準関連文書の庁内DBへの蓄積を継続した。 3. 中・韓・独語特許文献の先行技術調査を含め、登録調査機関による外国特許文献の先行技術調査を拡充した。
	<審査関連文書の整備・改訂> 2018年は、「特許・実用新案審査基準」等において、下記の点につき、改訂等を行った。 ・IoT関連技術やAI等の新たな技術の台頭に伴い、ソフトウェア関連発明が多くの技術分野で創出されるようになり、様々な技術分野の審査官やユーザーがソフトウェア関連発明に係る審査基準等について十分理解する必要性が高まってきた。このような状況を踏まえ、ソフトウェア関連発明に係る特許・実用新案審査基準等について、基本的な考え方を変更せずに発明該当性や進歩性に関する明確化を図った(2018年3月)。 ・「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」の改訂に伴い、「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」の形式的な改訂を行った(2018年10月)。
	<PCT協働調査試行プログラム> PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告等を作成し、出願人に提供するもの。日本特許庁を含む五大特許庁は、平成30年7月1日から、PCT協働調査試行プログラムの運用を開始した。
	<検索インデックスの付与及び整備> FI分類表の改正・Fタームリストのメンテナンスを、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ実施している。また、FI分類表改正等に伴って必要になる検索インデックスの再付与は、民間事業者等を活用するなどして実施している(2018年度は、FI分類表改正を123メイングループ、Fタームメンテナンスを8テーマで行う見込み。)。
	(⑦・⑧の改善状況) <品質監査> ・2018年度は、品質管理官がフィードバックを行う際には、監査時のサーチ履歴等を含んだ監査結果を伝えることとした。 ・また、登録調査機関の外注について、品質監査によってサーチ外注の各案件の評価が変わる場合に、その結果を評価に反映させることとした。 <部分監査> 2018年度は、①起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールにより起案をした審査官による自己チェック可能となった項目、②昨年度までの監査結果及び③形式的瑕疵の存在によるユーザーへの影響を考慮して、監査項目を改定した。

実績 又は 現況	＜ユーザー評価調査＞ ・2018年度アンケート送付件数：国内企業662社(うち小規模出願人101者)、海外企業141社、代理人69者 (2017年度：国内企業600社(うち小規模出願人19者)、海外企業59社、代理人66者)。 ・海外ユーザーや小規模ユーザーの対象を増加し、様々なユーザーのニーズの把握に努めた。 ・2018年度アンケート回収率： A票(特許審査の質全般について)90.0%、 B票(特定の国内出願における特許審査の質について)87.3%、 C票(PCT出願における国際調査等の質全般について)93.5%、 D票(特定のPCT出願における国際調査等の質について)90.8% (2017年度実績：A票90.6%、B票89.6%、C票92.3%、D票91.0%)。 ・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。 ・2018年度は、均質性の問題を特定するため、条文ごとに均質性の不満の内容を尋ねる設問を追加し、調査を実施した。その結果、進歩性と記載要件の判断において課題が把握された。また、国内特許文献の調査及び外国特許文献の調査に関して、ユーザーがどのような点で不満を有しているかを明確に把握するため、先行技術文献の調査範囲及び調査結果に対する不満の具体的な理由を問う設問を追加した。 ・集計・分析作業終了後、その結果を審査部門内で共有するとともに、特許庁ホームページを通じて公表する。 ＜審決等との判断の相違の要因分析＞ ・より効果的な意見交換が行われるように、2018年度は、上半期の意見交換会の内容を見直した。
-------------------------	--

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅲ. ⑪）

評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
評価の目的及び観点	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。
実績 又は 現況	（国内への情報発信、協力関係） A) 会合・ホームページにおける情報発信 ・審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明している（2018年度開催：2回（予定））。また、品質管理の取組について、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表している。なお、分かりやすい情報提供のため、ホームページの見直しを行っているところ。
	B) 意見交換会による情報発信及び協力体制 ・大企業のみならず中小・ベンチャー企業及び海外企業とも幅広く企業コンタクトを行い、特許庁の施策、取組等の普及を行った（315件（2018年度4月～1月））。 ・調整課品質管理室と審査基準室とが連携して、知財関連団体及び代理人団体との定期的な意見交換会を継続して開催した（2018年度開催：2回（予定））。当該意見交換会では、審査の質向上に関する取組について情報発信するとともに、審査の質に関して具体的に意見交換し、出願人、代理人等と問題意識を共有した。
	（国外への情報発信、協力関係） C) 国際会合における情報発信 以下の国際会合において、JPOの品質管理システムについて情報発信するとともに、他庁の情報を聴取した。 ・五庁副長官会合（2018年4月） ・五庁長官ユーザー会合（2018年6月） ・五庁長官会合（2018年6月） ・五庁会合 作業部会3（審査関連）（2018年11月） ・WIPO特許法常設委員会（SCP）（2018年12月） ・PCT国際機関会合（PCT－MIA：Meeting of International Authorities）及び品質サブグループ会合（Quality Sub-Group）（2019年2月予定）
	D) 海外の知的財産庁への直接的な情報発信 海外の知的財産庁の職員（主に特許審査官や品質管理担当者）に対して、審査官派遣又は受入、新興国審査官向けの研修、品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入等を利用して、JPOの品質管理システムを紹介した。主なものは以下の通りである。 ・海外の特許庁への情報発信 ＜研修・セミナー等＞ ①ブラジル、インド、マレーシア、メキシコ、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムの知的財産庁における上級職員又は特許品質管理施策に携わる職員を対象に、WIPOジャパン・ファンドを活用した特許品質管理リージョナルワークショップを実施（2018年6月）。 ②シンガポール知的財産庁の管理職級職員を対象に、マネジメント及び品質管理に関する研修を実施（2018年5月）。 ③ベトナム及びタイの特許審査官を対象とした招へい研修を実施（2018年8月、11月）。 ④インド、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ブラジル、アルゼンチン及びトルコの知的財産庁の特許審査のマネジメントに携わる職員を対象とした招へい研修を実施（2018年9月）。

実績 又は 現況	<実務者派遣／受入時> ①中国特許庁との間での審査官の派遣・受入時に、日中両庁の品質管理の紹介及び議論を実施(2018年6月、10月)。 ②ドイツ、韓国、台湾及びロシア(予定)からの審査官の受入時に、JPOの品質管理を紹介(2018年6月、9月、10月、2019年1月)。 ③フィリピン及びマレーシアに国際研修指導教官(審査官)を派遣し、JPOの品質管理を紹介(2018年10月、11月)。 <その他> ①EPO副長官とのバイ会談において、日本の品質管理の取組について紹介するとともに、先方の品質管理の取組について聴取(2018年10月)。 ②ベトナム国家知的財産庁、米国特許商標庁、韓国特許庁における上級職員又は特許品質管理施策に携わる職員を対象に、日本の品質管理の取組について紹介するとともに、先方の品質管理の取組について聴取(2018年8月、8月、10月)。 ③WIPO総会時のオーストラリア知的財産庁及びカナダ知的財産庁とのバイ会談において、日本の品質管理の取組について紹介するとともに、先方の品質管理の取組について聴取(2018年9月)。 ④ブラジル産業財産庁における上級職員の特許庁訪問時に、日本の品質管理の取組を紹介(2019年1月)。
	E) ユーザーへの情報発信、協力関係 以下のセミナーや意見交換会等において海外の知財関係者向けに、審査の質向上に関する施策・取組等を紹介した。 ・JPO/US Barリエゾンカウンシル会合(ワシントンD.C.開催) ・IPWEEK(シンガポール開催)
	F) 海外の特許庁との協力関係 ・特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)を通じた協力体制 特許審査ハイウェイ(PPH)は、第一庁(出願人が最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。出願人の海外における迅速な権利取得や他庁の審査結果を利用した質の高い権利の取得等を支援すべく、JPOの提案によって2006年に日米間でPPH試行を開始して以来、その拡大や利便性の向上に取り組んできた。その結果、現在JPOは42か国・地域とPPHの試行を行っており、その利用件数も着実に増加している。 ・米国特許商標庁(USPTO)との協力体制 日米の特許審査官が協働して調査を実施する日米協働調査試行プログラムを2015年8月から行っている。2017年7月末に2年間の試行(実施件数:67件)が終了し、同年11月より新しい運用で3年間の試行を再開した。本取組により審査の質の向上が期待される。本プログラムは、具体的には、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付するもの。今年度中に、第1期日米協働調査試行プログラムについて、プログラムのメリットを具体的に示した分析結果の公表等を通じて、そのメリットについてユーザーへの更なる周知を図るとともに、その結果を審査官にフィードバックし、審査の質の向上を図る予定。

実績 又は 現況	・PCT協働調査試行プログラム PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告等を作成し、出願人に提供するもの。日本特許庁を含む五大特許庁は、平成30年7月1日から、PCT協働調査試行プログラムの運用を開始した。
----------------	--